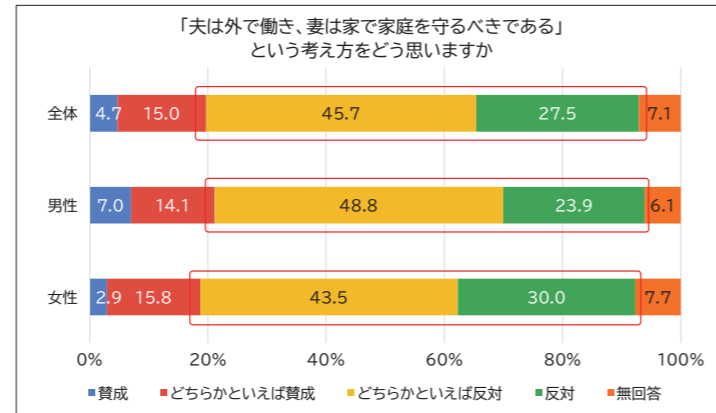


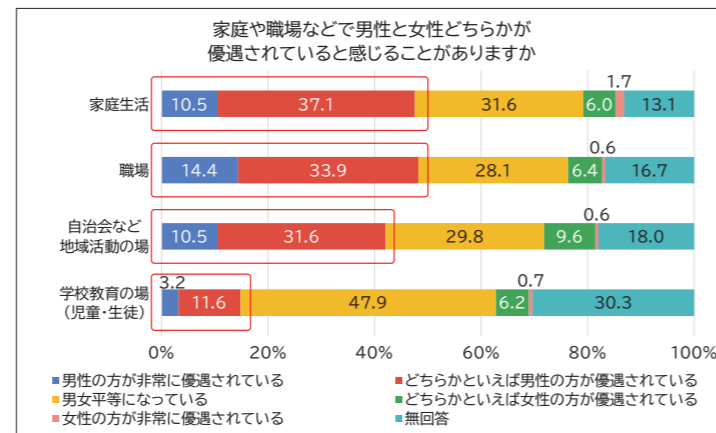
市民アンケート調査結果

令和7年10月10日から10月28日まで、市内在住の18歳以上80歳未満の男女1,800人にアンケートを行いました。

「夫は外で働き、妻は家で家庭を守るべきである」という考え方をどう思いますかという設問では、反対（反対+どちらかといえば反対）との回答が多くなっています。性別では男性よりも女性の方がやや多くなっています。




家庭や職場などで男性と女性のどちらかが優遇されていると感じることがありますかという設問では、学校教育の場以外では男性の方が優遇されている（男性の方が非常に優遇されている+どちらかといえば男性の方が優遇されている）との回答が多くなっています。



相談窓口一覧

DVに関する相談

DV相談ナビ (最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります)	# 8008
DV相談プラス 電話相談 (365日・24時間対応)	0120-279-889
WEBサイトからも相談可能 (https://soudanplus.jp) スマホはQRコードから	

配偶者暴力相談支援センター ※女性相談支援員が性別にかかわらずDVに関する相談を受け付けています

山梨県女性相談支援センター	月～金 9:00～20:00	055-254-8635
男女共同参画推進センター		
女性総合相談	毎日(第2・4月曜を除く) 9:00～17:00	055-237-7830
男性総合相談	毎月第1日曜日 13:00～17:00	055-225-3067

みんなの人権110 月～金 8:30～17:15 0570-003-110

児童虐待に関する相談

中央児童相談所 月～金 8:30～17:15 055-288-1561

こども家庭センター (子育て支援課子供家庭支援担当) 月～金 8:30～17:00 055-261-5061

発行日: 令和8年3月
 発行: 笛吹市 市民生活部 市民活動支援課 山梨県笛吹市石和町市部 777
 TEL 055-262-4138 (直通) FAX: 055-262-4148

第5次笛吹市男女共同参画プラン

輝け 男女笛吹プラン

「輝け 男女笛吹プラン」は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び笛吹市男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画基本計画」です。

本市では、平成18年に第1次計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を推進してきました。令和7年度で第4次プランの目標年度を迎えたことから、第5次となる「輝け 男女笛吹プラン」を策定しました。

「輝け 男女笛吹プラン」は「男性か女性かに関係なく、だれもが自分らしく生きられる社会」を実現するための約束や道しるべのようなものです。

私たちの社会には、性別による思い込みや役割分担の慣習などが今もなお残っており、進学や就職、働き方、家庭での役割など、さまざまな場面で選択の幅を狭めてしまうことがあります。本来、だれもが自分の希望や個性、能力に応じて生き方を選ぶことができ、互いに支え合いながら安心して暮らせる社会であることが望まれます。

この計画は、そのような社会を実現するために、行政、市民、事業者などがそれぞれの立場でどのような取り組みを進めていくのかを示すものです。

性別にかかわらず、だれもが家庭、地域、学校、職場などあらゆる場面で活躍できる環境づくりを進めるとともに、一人ひとりの人権が尊重され、違いを認め合える社会をめざしていきます。こうした取り組みをより確かなものにするため、本市では「笛吹市男女共同参画推進条例」を制定しています。

「笛吹市男女共同参画推進条例」は、市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民誰もが相互に認め合い、住みやすく、子供たちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画社会を実現することを目的に制定されました。

男女共同参画の推進は、特別な人のためのものではなく、子どもから高齢者まで、すべての人が安心して暮らし続けるために欠かすことのできない取り組みです。この計画と条例を通じて、多様な生き方を認め合い、だれもが希望を持って未来を描くことができるまちの実現を、市民の皆様と共にめざしていきます。

第5次プランの施策体系

総合目標	基本目標	重点目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	1 男女の人権が尊重されるまちづくり	1-1 人権の尊重	① 人権教育・啓発の推進 ② ジェンダーに基づく慣習の見直し ③ 一人ひとりが自立した個人として自分らしく生きるための取り組みの推進
		1-2 固定的性別役割分担意識の解消	① 固定的性別役割分担意識の解消を促す取り組みの推進 ② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
		1-3 男女に対するあらゆる暴力の根絶	① 各種相談窓口の情報の発信
	2 男女が働きやすいまちづくり	2-1 働く場におけるジェンダー平等の実現	① 働く場におけるジェンダー平等の推進 ② 男女の賃金格差是正に向けた啓発の推進
		2-2 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進	① 職場における男女共同参画についての企業の理解の推進 ② 多様なライフスタイルに合わせた働き方のための支援 ③ 各種相談窓口の情報の発信（再掲）
		2-3 農業などの自営業者における男女共同参画の推進	① 農業経営者における家族経営協定締結の推進 ② 自営業者における男女共同参画の推進
	3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり	3-1 生涯にわたる健康づくりの推進	① 女性の特性に応じた健康への支援 ② ライフステージに応じた心と身体の健康への取り組みの充実
		3-2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	① 生活困窮世帯（ひとり親家庭等）への経済的自立に向けた支援の充実 ② 生活の自立支援が必要な高齢者に対する各種支援及び充実 ③ 障がい者の自立に対する各種支援及び充実
		3-3 結婚から子育てまでの継続した支援	① 結婚から子育てまでの各種支援制度の充実と情報発信及び普及
		3-4 困難な問題を抱える女性への支援	① 相談機能の充実や一時保護・自立支援体制の構築
	4 男女が地域で輝くまちづくり	4-1 地域における男女共同参画の推進	① 地域における男女共同参画の情報の発信及び普及啓発 ② 地域の男女共同参画を進めるための支援の充実
		4-2 防災・減災対策への女性の参画	① 防災 減災分野における女性の参画の推進
5 男女共同参画推進体制の充実	5-1 政策方針決定過程への女性の参画の拡大	① 市政や審議会等への女性の参画の推進	
	5-2 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進	① 男女共同参画条例と宣言の普及と推進	
	5-3 多様な団体における男女共同参画の推進	① 多様な団体の男女共同参画を進めるための環境の整備	
	5-4 推進状況の検証	① 年次状況報告の公表 ② モニタリング制度の創設	

市民ができる実践例

- 学習会などに積極的に参加しましょう
- 人権について積極的に学習しましょう
- 家事・育児・介護などの役割を固定せず、協力しながら共に行うことを意識しましょう
- 家事の分担などについて、夫婦や家族で話し合う機会を意識して設けましょう
- DVIは人権侵害であるという認識を持ちましょう
- 家庭内暴力（児童虐待を含む）の根絶に努めましょう

- 学習会などに積極的に参加しましょう
- 育児・介護休業制度に対する理解を深めましょう
- 長時間労働の削減等ワーク・ライフ・バランスに努めましょう（適切に多様な制度を活用しましょう）

- 人生100年時代に向けて健康づくりに努めましょう（適切に多様な制度を活用しましょう）
- 高齢者・子ども・障がい者などが地域で安心して暮らせるよう地域のコミュニティを大切にしましょう
- 困難な課題に対して、抱え込むことはせず、公的な機関に相談しましょう

- 地域活動や自治組織活動に関心を持ち、その必要性について理解を深め、参加しましょう
- 地区の総会に興味を持ち、参加しましょう
- 個人と地域とのつながりについて考えてみましょう（共助の活動など）
- 議会を傍聴するなど地域の政策に興味をもちましょう
- 行政区の活動に積極的に参加しましょう
- 地域の防災・減災について積極的にかかわりましょう
- 男女共同参画の視点を取り入れた地区防災計画の作成に取り組みましょう

- 学習会などに積極的に参加しましょう

